



7

日医発第 448 号（医経）
令和 5 年 5 月 31 日

都道府県医師会
担当理事殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

インボイス制度の開始に向けた周知等について

今般、厚生労働省、財務省、国税庁より「インボイス制度の開始に向けた周知等について（協力依頼）」が発出され、本会にも協力依頼がございましたので、ご案内申し上げます。

令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

消費税のインボイス制度については、令和 3 年 5 月 25 日付通知文（税経 20）、令和 4 年 2 月 8 日付通知文（税経 88）、令和 4 年 11 月 21 日付通知文（日医発第 1646 号）、令和 5 年 2 月 9 日付通知文（日医発第 2124 号）、令和 5 年 5 月 23 日付通知文（日医発第 410 号）でも、ご案内しております。

今般の通知は、公正取引委員会において、インボイス制度の開始に関連し、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を改めて明らかにして公表されたこと等を受け、ご案内するものです。

免税事業者やその取引先の対応に関しては、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A」が公表されています。当該 Q & A 及び独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談窓口等については、令和 5 年 5 月 23 日付通知文（日医発第 410 号）に添付してお送りしております。また、以下のウェブサイトに掲載されております。

(公正取引委員会ホームページ) <https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

(財務省ホームページ) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・インボイス制度の開始に向けた周知等について（協力依頼）
（令和5年5月29日 厚生労働省・財務省・国税庁）
- ・インボイス制度の実施に関連した注意事例について（令和5年5月 公正取引委員会）
https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chuijirei.pdf